

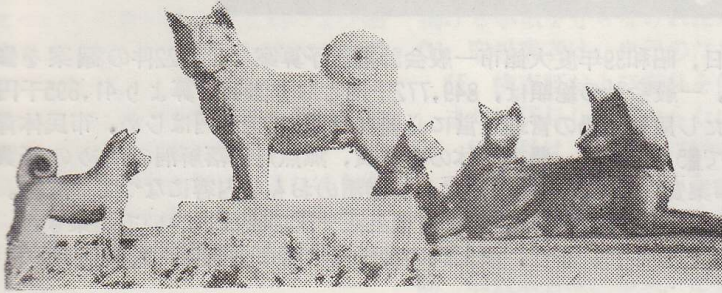
編集と発行 大館市役所

くらしのメモ (12月)

1964年もあとわずかで終わろうとしています。ことしはとくに、東京オリンピック大会、佐藤内閣の成立、米国大統領選挙、ソ連の政変など、内外ともめまぐるしく過ぎ去った1年であります。

年の暮れを控えて家の内外、環境の整理など、気ぜわしいことでしょうか、1日、ゆつくり休んで、家族全員でこの1年を反省したり、すぐにやつてくる新しい正月の準備などを話し合ったりすることも意味が深いと思います。

さて、寒くなると外出もおっくうになりがちで部屋にこもりがちです。冬期でのいちばん健康的な室温は17度から20度までが適温とされています。室内の暖房のために用いるプロパンガス、石油ストーブ、炭火の不完全燃焼による中毒や、お子さんたちのヤケドには十分気をつけて楽しい正月を迎えたいものです。

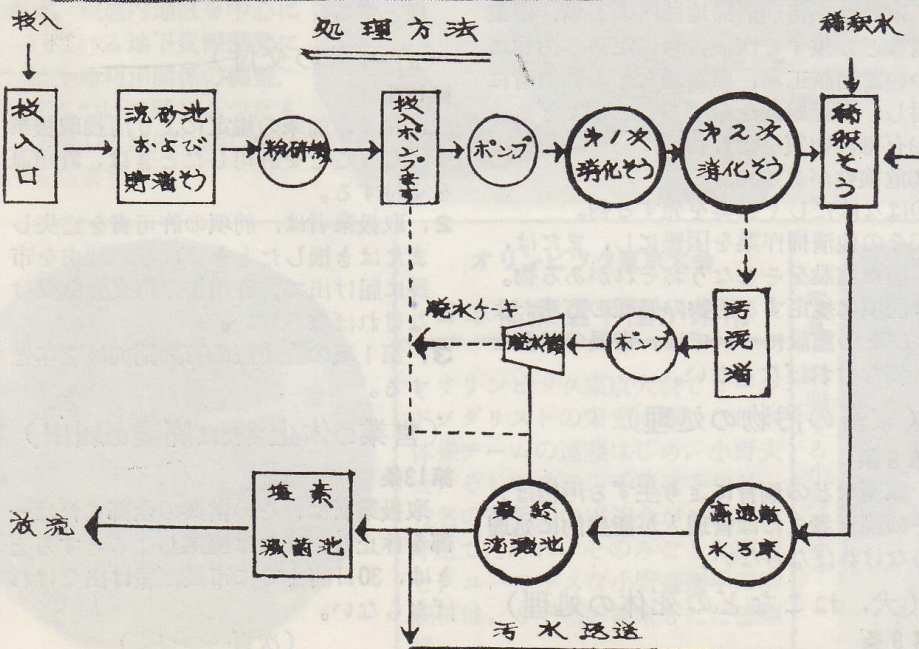


みととに完成

大館市し尿処理場



12月1日から操業



このたび市の清掃センターの一部であるし尿処理場が完成し、その竣工式が11月30日、多数の関係者が出席して行われました。修祓式のあと、市長が機械室操作盤のボタンを押すと、ここに昭和38年10月1日着工以来、13ヶ月ぶりに完成の喜びも高らかに全機械が廻転しはじめました。

このし尿処理場は、防臭、脱臭、清潔にし尿を処理するために嫌気性加温式2段階消化法という方法を用いて、1日5万人分のし尿(50キロリットル)を自動制御によつて完全無害になるまで処理されるものです。

このし尿処理場の完成で、県北の経済文化の中心地としての大館市も、名実ともに近代衛生都市としてその第一歩をふみきつたわけで、住民福祉のための近代都市をめざす大館市の将来は日増しに明るさを照らし出しています。

大館市清掃条例がきまりました

去る、11月6日から開かれた大館市議会臨時会は、11月13日、昭和39年度大館市一般会計補正予算案など、22件の議案を修正可決し8日間の日程をおわりました。今回の議会において、一般会計の総額は、849,772千円となり当初予算より41,895千円の増額となっております。これは、12月1日から操業開始したし尿処理場の管理運営に必要な経費1,619千円はじめ、市民体育館にできた暖房設備に伴う経費997千円、失業対策事業として5,473千円、農業団体の育成費、無点灯部溶解消のための経費3,563千円、その他、松木橋、小茂内川などの土木災害復旧事業費として1,765千円などが増額のおもな内容となっております。

教育委員の任命については、去る9月30日をもって任期が満了した伊藤経雄氏、および坂上正一氏の後任について提案され、その結果、伊藤経雄氏が再任され、引きつづき教育長に互選されました。また、坂上氏の後任には前市会議員、武茂信雄氏が新たに任命されております。

その他、国民健康保険特別会計補正予算案などの特別会計、し尿処理場に関する条例案、公立大館病院組合規約の一部変更などが原案どおり可決されております。

今号では、昭和38年度から2ヶ年継続事業として沼館地区に建設中のし尿処理場が完成しましたので、これに伴って今までの清掃条例を全部改正し、新たに衛生都市としてその名にふさわしい街づくりの一環として大館市清掃条例が12月1日からきまつております。

この条例の全文を掲載し、市民各位のご協力をお願いする次第です。

(趣旨)

第1条

この条例は、清掃法第2条第1項の規定に基づき、市が行なう清掃事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(清潔の保持)

第2条

特別清掃地域の土地または建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする以下同じ)は、その土地または建物内の汚物を清掃して清潔を保つとともに、便所および汚物容器を衛生的に維持管理しなければならない。

(容器の設置)

第3条

占有者は、その土地または建物から排出した汚物のうち、みずから処分しないものについては、ごみ、燃えがらなどをふたのある容器に集め、市の収集に容易なところにおかななければならない。

(汚物容器の取扱い)

第4条

前条の汚物容器の維持管理は、次の各号の規定によるものとする。

- ① 汚物を収容し、または搬出するとき以外は、つねにふたを閉じておき、ねずみ、はえなどおよび雨、雪、水などが入らないようにすること。
- ② 法定伝染病患者の排せつ物またはその排せつ物が附着した物で、消毒を施さないものおよび土塊または石など、その他清掃作業を困難にし、または、清掃施設をそこなうおそれがある物を入れないこと。
- ③ 汚物の収集および搬出に便利であつて環境衛生上支障がなく、かつ、道路交通の障害にならないところにおくこと。

(汚物の処分)

第5条

大館市清掃条例

占有者は、その土地または建物内の汚物のうち、焼却、埋没などの方法により容易に衛生的な処分をすることができる汚物は、なるべくみずから処分するよう努めなければならない。

(汚物処理命令のできる範囲)

第6条

法令7条第1項の規定(清掃法)により、市長が汚物の処理を命ずることができるものの範囲は、次のとおりとする。

- (1)多数の者が出入する土地または建物の占有者。
- (2)多数の者が勤務する土地または建物の占有者。
- (3)業務上多数の汚物を生ずる土地または建物の占有者。

(特殊の汚物)

第7条

市長は、特別清掃地域内の工場、事業場などで生ずる次の各号に定める汚物について当該工場、事業場などの経営者に対し、自己処理を命ずることができる。

- (1)有毒性物質を含む物。
 - (2)危険性がある物。
 - (3)はなはだしく悪臭を発する物。
 - (4)その他清掃作業を困難にし、または、清掃施設をそこなうおそれがある物。
- 2 前項に規定する汚物の処理の方法およびその施設については、市長の承認を得なければならない。

(家畜の汚物の処理)

第8条

家畜などの飼育により生ずる汚物は、その飼育者または管理人が衛生的に処理しなければならない。

(犬、ねこなどの死体の処理)

第9条

犬、ねこなどの死体をみずから処理することができないときは、その処理を市長に委託することができる。

(大掃除の実施)

第10条

建物の占有者は、毎年春および秋の市長の定める日に、土地、建物全般にわたつて大掃除を実施しなければならない。

- 2, 前項の大掃除の実施の日割および区域は、実施の日の15日前まで告示するものとする。

(汚物取扱業者の許可)

第11条

法第15条第1項の規定(清掃法)により、汚物取扱いの業を行なおうとする者は、市長に許可申請書を提出して許可を受けなければならない。

- 2, 前項の規定により許可を受けた者(以下「取扱業者」という)が許可を受けたのち、その内容の一部もしくは全部を変更しようとするときもまた同様とする。

(許可書の交付)

第12条

市長は、前条の規定により汚物取扱業を行なうことを許可したときは、許可証を交付する。

- 2, 取扱業者は、前項の許可書を亡失しまたはき損したときは、その理由を市長に届け出て、許可書の再交付を受けなければならない。
- 3, 第1項の許可証の有効期間は2年とする。

(営業の休止または廃業の届出)

第13条

取扱業者は、その営業の全部または一部を休止し、または廃業しようとするときは、30日前までに市長に届け出なければならない。

(次頁へつづく)

(前頁よりつづく)

(施設および器材の検査)

第14条

取扱業者は、作業器具、車庫および運搬車その他汚物の取扱いに使用する施設などについて市長が行なう定期および随時の検査に合格したものでなければ使用してはならない。

2. 市長は、前項の定期検査に合格した場合、検査証を交付する。

3. 前項の検査証を亡失し、またはき損したときは、その理由を市長に届け出て、検査証の再交付を受けなければならない。

(従業員の鑑札の交付)

第15条

取扱業者は、その作業に従事する者を市長に届け出て、鑑札の交付を受けなければその作業に従事させてはならない。

2. 前項の鑑札は亡失し、またはき損したときは、その理由を市長に届け出て鑑札の再交付を受けなければならない

3. 第1項の鑑札は毎年3月31日までに更新しなければならない。

(許可書などの返納)

第16条

取扱業者は、許可証、検査証または鑑札の有効期間が満了し、または営業の許可を取消されたときは、その日から7日以内に市長に返納しなければならない。

2. 取扱業者が廃業、死亡または解散したときは、それぞれ本入、相続人または清算人は、直ちにその旨を市長に届

けて許可証、検査証および鑑札を返納しなければならない。

(取扱業者の遵守事項)

第17条

取扱業者および従業員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 取扱業者は、自己のため受けた許可証、検査証および鑑札を他人に譲渡しまたは貸与してはならない。

(2) 従業員は、その業に従事するときはつねに鑑札を携帯し、かつ、関係職員または、汚物依頼人から求められたときはこれを呈示しなければならない。

(3) 取扱業者は、市長が必要と認めて付した条件を守らなければならない。

2. 前項各号に違反したときは、期間を定めて営業を停止し、または許可を取消すことがある。

(許可証などの交付手数料)

第18条

許可証または、検査証の交付(再交付を含む)を受けようとする者は、次の各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 汚物取扱業許可証交付手数料
1件につき 2,000円
- (2) 汚物取扱業許可証再交付手数料
1件につき 1,000円
- (3) 施設および器材検査証交付手数料
1件につき 200円
- (4) 施設および器材検査証再交付手数料
1件につき 100円

(従業員の鑑札の実費徴収)

第19条

従業員に携帯させる鑑札を交付(再交付を含む)するときは、その実費を徴収する。

(取扱業者のし尿汲取料金)

※180リットルまで(1石相当量)

4月1日~11月30日まで
料金 190円

12月1日~3月31日まで
料金 210円

※180リットルをこえる・18リットルまで
ごとに。

4月1日~11月30日まで
料金 19円

12月1日~3月31日まで
料金 21円

(清掃指導員の設置)

第21条

清掃思想の普及ならびに清潔の保持、便所その他汚物容器の維持管理などに關し、指導を行なわせるため、市に清掃指導員を置く。

(清掃指導員の証票)

第22条

清掃指導員は、つねにその身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

(規則への委任)

第23条

この条例の施行に關し必要な事項は、市長が別に定める。

トピックス

一市三町助役会議開かる

去る18日、大館・花矢・田代・比内の一市三町地域開発促進助役会議がおこなわれました。この会議は、釈迦内地区を中心に進められている地下資源開発に關連した土地利用関係の調整、道路などについて話しあつたもので、今後の広域的な話し合いが期待されます。



オリンピック東京大会

日本体操選手団が来市

オリンピック東京大会でゴールドメダリストの栄光に輝いた日本体操チームの遠藤はじめ、小野夫妻、そして地元の千葉選手など、12名の選手団の実演会がこの程体育館で行われ、そのみごとな演技と、ユーモラスな小野喬選手の解説には、8千名の観衆もただ感無量。

(写真) 説明する小野選手



お知らせ

市役所の執務時間が かわっております

月曜日から金曜日までは
午前9時から
午後5時まで

土曜日は……………
午前9時から
午後12時30分まで

実施期間 昭和39年12月1日から
昭和40年3月31日まで

12月の市税
固定資産税 第3期

今月は年末ですから滞納して
おられる方がおりましたら
今月中に納めてください

※差押物品の引揚は12月10
日～12月13日頃 差押物品
の公売は12月26日頃を予定
しております (徴収課)

届出のおくれた医業類似行為 業者の救済措置を講じます

あんま師、はり師、きゆう師および柔道整復師などの法律を一部改正する法律(昭和39年法律第120号)が今年の6月30日に公布され、9月29日から施行されました。この一部改正によって改正前の法律公布(昭和22年12月20日)の際、引きつづき3ヶ月以上医業類似行為(指圧を含む)を業としていた者であつて、改正前の法律による届出をやむを得ない事由によつてすることができなかつた者は、今回の一部改正法律施行の日から6ヶ月を経過する日(昭和40年3月28日)まで知事に届けることになっています。この届出が受理された日以後業務を行なうことが出来るよう救済措置が講ぜられましたので該当者は保健所長を経由して手続きをするようにしてください。

この法律についてくわしく知りたい方は市の厚生課保健係におたずね下さい。

年末年始を楽しく過すために

毎年のことながら、年末年始には色々な犯罪や事故がふえる時期です。ことしこそは犯罪や事故のない明るく楽しい正月を迎えようではありませんか。

盗難や青少年の非行などを防止して住みよい街づくりのために市民の方々のご協力をお願いします。

- 1 盗難を防止するために**
 - ④あき巣やしのび込みなどの予防のために戸じまりを完全にしてください。最近大館市内に現金盗難が多く発生しておりますので、現金は手元におかないよういつも心がけておくこと。
 - ⑤年末年始の混雑に乗じて万引やスリが横行するので各商店では監視員を強化してこれを防止すること。
 - ⑥官公署、金融機関、各商店などでは、夜間における巡視をげん重にすること
 - ⑦もし、盗難などがあつた場合、すぐ警察に連絡し、その犯行現場はそのままにしておいてください。
- 2 少年の非行防止のために**

最近、とくに少年の非行が増加し、大
- 3 暴力的めいわく行為を追放するために**

今月の9月1日から迷惑防止条例が制定されておりますが、お互いに暴力的めいわく行為は、しない。させない。見のがさない、ように心がけ、暴力的めいわく行為を追放しましょう。
- 4 交通事故防止のために**

酒のみ運転、スピード違反、無免許運転などは重大な交通事故の原因になりますので絶対やめましょう。
(大館警察署提供)

選管だより

<p>いつでも補充選挙人名簿の登録申出を受付します</p>	<p>公明選挙友の会に入りますよう</p>
<p>…… 市民課窓口 ……</p> <p>選挙があるたびごとに申請していた補充名簿の登録制度が、いつでも申出ができるように改正されました。20才になつた方、他の市町村から移動して来た方々が該当します。</p>	<p>民主政治の発展と住みよい社会をつくるためには正しく、明るい選挙が土と台なります。</p> <p>公明選挙友の会は、あらゆる選挙が公明に行われることをねがい、これを実行しようとする有権者のつどいです。</p> <p>☑ 入会はだれでも、いつでもかんたんにできます。入会申込書は電話でご一報くださればお送りします。 (電話2100番の内線53番)</p>

才末たすけあい運動に協力しよう

白衣募金を一掃しよう

年末年始にかけて、戦傷病者がまじ角や各家庭をまわり、いわゆる白衣募金を行う者がふえることと思われまふ。

この人たちの更生援護については、国および地方公共団体で各種の援護施策を講じておるにもかかわらず、いぜんとして跡をたたないのは残念であります。

傷病軍人会の調査によると、このような人たちの3分の2以上は傷病軍人ではなく、たとえこれらの人が傷病軍人であつてもその大部分が恩給を受けられているほか、自営業、その他で生活を営んでいる方ばかりださうです。

ですから、街頭、車内などで白衣を着て募金をおこなう者やこの人たちの組織を一掃するためにみなさんのご家庭においても充分ご協力くださるようお願いいたします。

(厚生省→福祉事務所→市民各位)